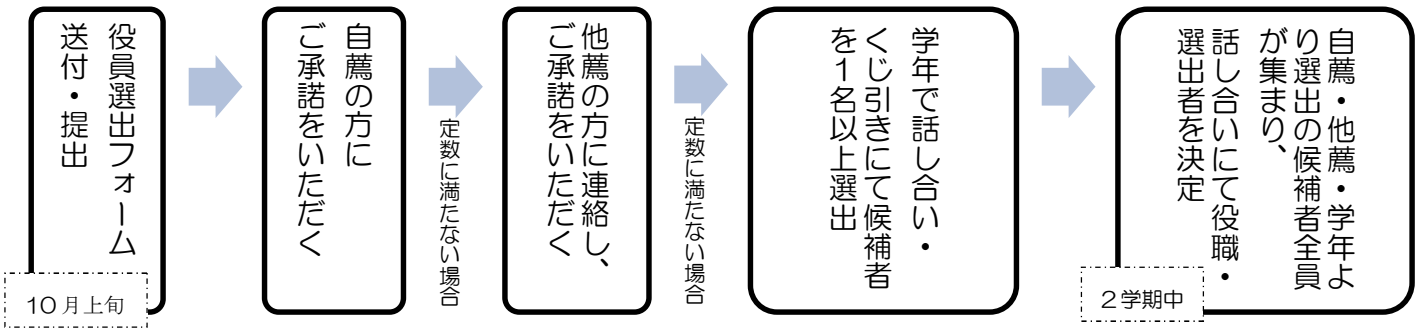
令和４年度役員選出方法



※ただし、会長選出においては、選出方法・その他、この限りではない。

1. 役員候補者の選定

a．PTA 会員から自薦（立候補）、次に他薦があり、かつ本人がご承諾いただいた方の順に役員選出対象者とさせていただきます。

b．この時点で役員の定数に満たない場合は、学年での話し合いにより、各学年から１名以上選出していただきます。

c．話し合いでも決まらない場合は、学年ごとでくじ引きとし、各学年より１名選出いただきます。
（役員・推薦委員に免除と認められた方（※）と自薦・他薦で了承いただいた方を除いたうえで、名前を記入した紙を箱に入れ人数分引く形式が望ましいと考えています。なお、委員経験者は経験回数に応じて、参加免除を考慮される場合があります。ただし、児童が複数名いるご家庭は、下の学年での選出対象者となります。）

2. 役員役職の決定

a．上記 1.の選定による役員選出対象者全員にお集まりいただき、推薦委員の司会のもと、正式な役職の決定を行います。
希望の役職が重複した場合、状況によってはご希望以外の役職になっていただくことがあります。
なお、話し合いにより役職が決まらない場合は、くじ引きとします。

b．基本的には、役員選出対象者全員で役員をお受けいただくことになりますが、各学年から複数名での選出が多い場合、または役員の必要人数以上がお集まりいただいた場合は、役員不選出となる可能性があります。

3. 役職決定時の優先順位

役員の役職決定における優先順位は、①自薦（立候補）②他薦（ご承諾いただいた方）③学年からの話し合いによる選出者④学年でのくじ引きによる選出者　の順となります。

【役員免除対象者】（※）
・役員（会計監査以外）を１年以上務めた方。
・役員ができない理由が正当と認められた方。（役員・推薦委員のみの開示。）

4. 会計監査（２名）

前年度もしくは過去に役員（特に会計）の経験のある方から選出とします。

【理由】
会費の適正な入出金を監査する役割であり、役員活動からは分離していますが、行事の内容や役員の活動内容がわかっている方が、項目や金額の妥当性を判断しやすいため。

5. 役員経験者の役員・委員免除（★）

一児童につき役員経験が１年以上ある方は、当該一児童に係るそれ以降の役員・学年の各委員は免除となります。なお、当該一児童のきょうだいが在籍している場合においても、そのきょうだいに関わる役員・学年の各委員は免除となります。
（校外委員は、地域とのつながりや学年ではなく地域班単位であること、また地域により人数に偏りが出ることがあるため、各班のご判断にお任せいたします。）

★役員経験者の役員・委員免除規定については、今後選出方法を再検討する中で変更となる場合があります（将来の役員・委員免除を確約するものではありません）。